

県政かわら版

2面 Goodな木づかい/ウナギの採捕禁止
3面 認知症のご相談はお早めに!/おれんじ食堂を体験してみませんか
4面 情報ボックス/特産品プレゼント

人と動物の よりよい関係をつくるために ~鹿児島県動物愛護センターを開所します~

動物を飼うことは、その命に最期まで責任を持つということ。多くの動物が大切に育てられる一方で、安易な飼養や不用意な繁殖などにより、捨てられ、殺処分される動物もいます。

県では、殺処分される動物を減らし、人と動物が共に幸せに暮らせる社会の実現を目指しています。そのための拠点施設として、動物愛護センターを10月に開所します。

動物と直接ふれあい、動物との関わり方や命の大切さを学んでみませんか。



動物愛護センターとは

動物を飼う際には、一生面倒を見る(終生飼養)、適切なしつけを行う、毎日欠かさず世話をする、病気になったら動物病院に連れて行くなどさまざまな責任が伴います。

動物愛護センターでは、飼い主の無責任な飼養により不幸になる動物を減らすため、愛護教室やしつけ方教室を通して、命の大切さや動物を飼うための心得などを学ぶことができます。

また、やむを得ず県が引き取った犬や猫が、一匹でも多く新しい飼い主に会えるよう譲渡会を開催します。

※10月16日(水)の午後からご利用いただけます。

※動物愛護教室や譲渡会などの詳しい開催日程などは、動物愛護ホームページでご確認いただくか、電話でお問い合わせください。

動物愛護ホームページ <http://dogcat.pref.kagoshima.jp>

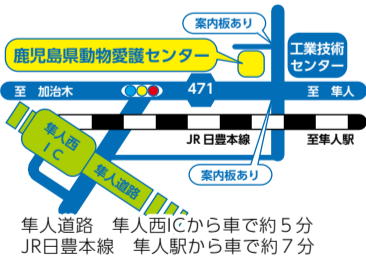


利用時間：午前9時～午後5時

休館日：毎週火曜日、祝日、年末年始
(祝日が土日と重なった場合は開館します。)

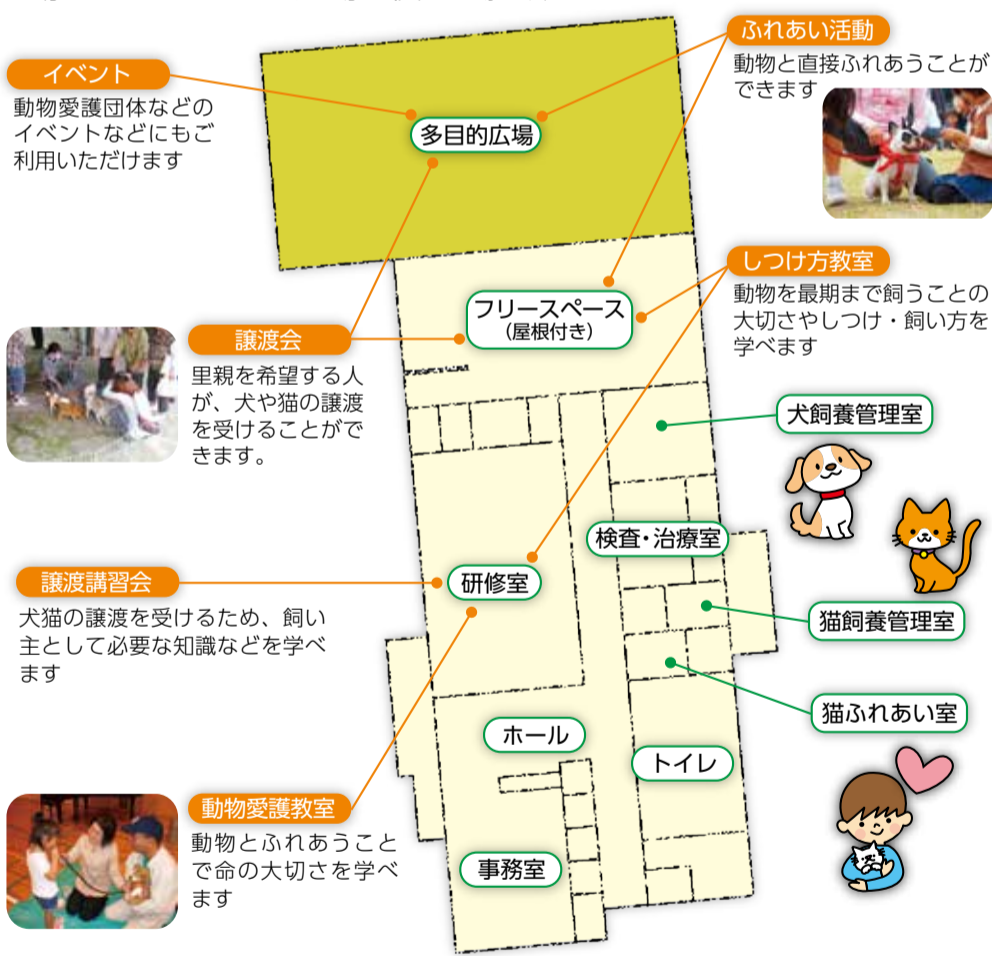
所在地：霧島市隼人町小田 1493-1

電話番号：0995(44)6301



どんな施設があって、どのようなことをするのですか？

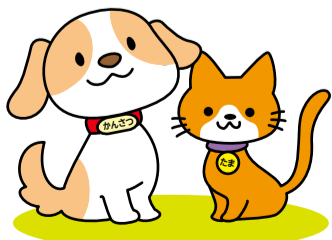
犬と猫それぞれの飼養室や猫とふれあったり屋内での飼養の様子を観察することができる猫ふれあい室、各種イベントを行う多目的広場など、さまざまな活動に使える施設があります。



飼い犬や飼い猫が迷子になったら

お住まいの市町村を管轄する保健所、市町村役場、警察署に連絡をしてください。

迷子にさせないために鑑札や名札をつけましょう。



動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

動物の愛護及び管理に関する法律が一部改正され、9月1日から施行されました。

愛護動物も私たち人と等しく大切な一つの命です。飼い主一人一人が最期まで責任を持って飼いましょう。

○改正の主なポイント

- ・ 飼い主の責任として、動物を最期まで適正に世話すること(終生飼養)を追加
- ・ 県は、犬猫等販売業者からの引き取りや、繰り返しての引き取り、老齢や病気を理由とした引き取りなど、終生飼養の原則に反する犬猫の引き取りを拒否できることを明記

